

平成 23 年度 第 2 回 いしかわ森林環境基金評価委員会議事要旨

日 時 平成 23 年 8 月 29 日（月）13:30～

場 所 県庁行政庁舎 第 1101 会議室

1. 開会

2. 農林水産部長あいさつ

3. 議事

(1) いしかわ森林環境基金事業の今後の取組方向

(事務局より説明)

【質疑】

(委員長)

事務局より、いくつかの項目について論点を整理し、原案が示された。その項目ごとに、重要度の順番にご議論いただきたい。

手入れ不足人工林の未整備箇所について、どんな考え方をしていくのか。材として使える部分が少し増えてきているので、その影響をどのように考えていくのかが第 1 点である。

第 2 点は竹林の問題である。何もかも手を付けるわけにはいかないの、竹林で公益的機能が失われている部分についての整備を考えていく、原因についても考えていかないと効果がない。

3 点目は野生動物問題、4 点目は耕作放棄地問題であった。

第 1 点の手入れ不足人工林の整備について原案が示されたが、これについてご意見をいただきたい。現在約 1 万 ha が整備され、1 万 2000ha が未整備である。その間に、世の中が変わってきており、経済林となり森林環境税を使わなくても済むところがあるのではないかという話であった。そのような箇所は既存の施策を活用して整備し、森林環境税で取り組む箇所はどこからもお金が出ない箇所に絞るという話であったが、いかがか。

(委員)

資料に利用間伐と強度間伐というのが書いてあり、その資料に「組み合わせ」と書いてある。この組み合わせというのは、強度間伐が目的の森林環境税の一部を、利用間伐に使

うということか。

(事務局)

当初、税導入時点で2万2000haの対象の森林があった。森林環境税の施策の目的としては、森林の機能を健全な状態にさせていくということである。それをどういう手段でやっていくかということを考えたときに、やはりまだまだ条件の悪い手入れ不足人工林があり、それらの箇所は森林環境税で整備していく必要がある。

一方、資料中の例えば342という森林のエリアにおいて、これから5年間、集約化し、森林の整備をしていく場合には、この部分は森林環境税よりも、むしろ既存の施策で対応し、一定の所有者負担をいただき、材としても利用することとなる。そんな箇所も一部出てくる可能性があるという考えである。

(委員)

始めに想定していた強度間伐を行うエリアが一部減るとということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

特別に森林環境税を使って道を付けたりということが場合によってはあるのか。

(事務局)

森林環境税で道を付けたりはしない。材を使えるようにするための取組みは、既存の施策の中で対応していく考え。

(委員)

分かった。そういうことならば、少し文章を変えた方が良い。

(委員長)

ほかの施策で林道が付き、利用間伐の面積が増えたということも、今の話に入っている

のか。

(事務局)

入っている。

(委員長)

できるだけ森林環境税以外のお金でやるということか。森林環境税は他に用いるところがあるということか。

(委員)

山主側の立場から言うと、今までは使えなくて、もう山へ行けないから森林環境税でしてください、権利は放棄しますと言っていた山が、道が付いたり、木材として利用できる部分が、柱や板だけではなく、いろいろな用途に広がったりしてきた。だから、山主は捨てたつもりでいたが、また自分の山として活用していける方向に来ている。

(事務局)

いま委員から指摘あったように「組み合わせ」という言葉が、ミックスしてしまうみたいに思われるので、区分するとか、むしろ分けてしまうということなので、何かまた表現は別途検討する。

(委員)

指定されたエリアを一部指定し直すということであれば、全体として、図、あるいは面積の変化を示されたら、分かりやすい。

(委員長)

手入れ不足林の状況が少し変わってきて、既存の施策を使って整理できるようになった。

次に竹林の整備についてご意見をいただきたい。竹林については、資料にあるように、荒廃、侵入したところはもちろんのこと、その原因となるところも一緒に整備したいというお考えのようである。

(委員)

今までこんなに竹はひどくなく、気にならなかったが、近年温暖化の影響を受け、イノシシも南から北へどんどん上がってきており、それと同じように竹も増え出し、急速に広がっている。

前回までの議論では、スギの人工林の中に入った竹をどうこうという話が主体だったが、本当は人工林だけにいくら対応していても収まらない。やはり広葉樹の中に生えている竹の本当の集団をつぶさないと、造林地の中の竹をいくら切っても、すぐまた隣からせり込んでくるという状況である。竹は非常に厄介である。少しでも早く対応しないと、外環状線の周辺にある森林のように山全部が竹になってしまう。そうすると、がけ崩れの要因にもなってくる。

もっとひどい場合は、竹が山一面を覆ってしまうと広葉樹が全部なくなってしまい、春の新緑や秋の紅葉などの景色がなくなってしまう。広葉樹がなくなると、木の実もならず、花も咲かない。そうすると、クマやイノシシの食べるものがなくなり、どんどん里へ下りていく。竹の被害は非常に大きいので、非常に経費はかかるが、この際できるだけ竹を押しさえ込まないと、将来大変なことになる。

(委員長)

費用は、4 ページの下の三つを足すと、ヘクタール当たり 200 万円程度である。発生源を抑えるのと、皆伐後再生する竹の処理費がヘクタール当たり 12 万円。伐採跡地に広葉樹を植えると、さらに 85 万円かかる。最後まで処理するとヘクタール当たり 200 万円かかる。そういう理解で良いか。

(事務局)

下の①②③というのがあるが、①と③は一度で済むが、②は毎年生えるので、②は複数回実施する必要がある。

(委員)

昨年、現地を見た時に、竹林を減らすのに薬品を注入してする方法があったが、その効果はどんなものだったのか。

(事務局)

効果は非常に大きい。ただ、薬剤なので、用水などからは離さなくてはならない。これを認めていただけるのならば、薬剤の方も一緒に併用し、竹林の皆伐と併せた形でやっていきたい。

(委員)

ここに書いてある費用は全てヘクタール当たりである。全体としてどの程度の面積を森林環境税で整備する必要があるかという試算はしてあるのか。

森林環境税は2年間で、スギの林としては2万2000ha。そこから先ほどの話で少し減るとしても、今度、放置竹林対策を入れたり、獣害対策を入れたりした試算をしているか。

(事務局)

一定の方向付けが得られれば、次の第3回に向けて整理したい。

(委員)

森林環境税の話は、我々から遠いところにある管理されていないスギの林、人工林の話であった。山側環状道路周辺での竹林の問題や、広葉樹の林の話については、いわゆる里山の話である。これは里山という言葉が全然使われていないだけで、実はオーバーラップしている。この会議で議論されている以外にも、里山についてはまた別に石川県がすごく力を入れているが、調整されているのか。竹林の問題とか、獣害の問題とか、広葉樹林の問題とかがあがるが、対象はオーバーラップしている。しっかり整理しないといけない。特にソフト事業になると、すごくオーバーラップしている。

(事務局)

この制度自体が、森林の機能を保全するという角度から妥当なのかどうかというような議論をしなくてはならない。森林由来のいろいろな課題というのを洗い出して議論しているが、最終的に里山との議論というのは当然あり、分かりやすい形で整理する必要があると考えている。

(委員長)

公益的機能を損なわないという大原則がある。その範囲内で、この森林環境税ですべきものと、県里山創成室などがおこなっているものとのすみ分けは、しっかりとする必要はある。

(委員)

今ここでは、必要なこと、それから困ることを議論している。大きな筋立てとしては、公益性ということがあるが、公益性と同時に、どのくらい費用が要るかというようなバランスの問題や、これを実施するときどのように統合的に実施するかという問題がある。

(委員長)

次回原案を出す時に、そういう視点も入れて、皆議論しやすいような原案を出してほしい。いずれにしても、この森林環境税が竹林整備に使われるということになると、里山と重なっているので、そういう点はみんなで議論して、施策を決めていただきたい。

(事務局)

全体でどれぐらいの事業量にするのか、その基本となるところを今日ご議論いただければ、今後そのような議論になっていくかと思う。

里山との関係でいくと、森林環境税は、緊迫した問題といった方の観点が強いのではないかと。里山については、例えばビジネスにつながる話が今議論されているので、大きくそういう分け方になるかと思う。分かりやすい説明ができるように整理しなくてはいけない。

(委員長)

ヘクタール当たり 200 万円近くもかかるから、事業が相当限定されてくるというのは、どこに優先度を付けて、どこから整備していくのが大事である。

それでは、次の野生動物の問題と耕作放棄地の問題をまとめて、ご意見をいただきたい。特に野生動物のところは直接支払いのようなことをするわけだが、あとの管理をしていただかないといけないという話がだいぶ強調されたが、その点はどうか。

(委員)

伐りっぱなしにしている、場所によってはクマがどんどん出てくる。整備の後でフォローアップのようなことを何か具体的に考えているのか。

(委員長)

先ほどのお話では、継続して整備していかないと効果が出ないので、1回整備すればいいというものではないということを強調されたのだと思う。

(事務局)

ここで方針案として示してあるのは、切実な要望があり、自主的な維持管理が可能な地区のことである。初回の整備の後に放ったらかしだと、効果がないことになってしまう。自主的な維持管理が可能かどうかということ事前に確かめてから事業をやるような仕組みにしないといけない。

(委員)

緩衝地帯を造らないと動物が里山が分からなくて出てくる。最初の荒れ放題のところを伐る作業が一番厄介。2回目からは、町内にある組織で、易しい、素人でも刈っていけるような状態になると思う。2回目以降の管理は、各町内なり何かの組織で毎年管理・維持していくということにしないと、石川県中どこでもこれをしてほしいということになり、收拾がつかなくなる。自分たちの町内を守ることであり、自前で管理していかななくてはならない。

(委員長)

自前で管理できる保証のある地域に限って、第1回目は森林環境税を使用して整備する。そういう縛りがあると理解してもよいか。

(事務局)

最初の整備は森林環境税でやるが、あとはお任せしますからやってくださいということ、口約束だけではなくて、こういう体制ができているとか、そういう決まりを自分たち

でしっかり作っていることを確認しないといけない。

それから資料に囲みで、「整備手法例」で整理伐を30～50mの幅でやりますと書いてあるが、これは例であり、必ずしもそういう形ですべてやるということではない。もっと短くてもよかったり、もっとたくさんやらなければいけなかったり、これから検討していくことになる。刈り方も、人力でやったり、家畜を放したりと、検討していくことが必要である。

耕作放棄地において、特出ししているところは、野生獣が出没するところである。これは資料の左側のページの中の一環というか、同じような形でおこなえば良い。他に、景観保全上の課題があり、事柄の性格としてはだいぶ違う。

(委員)

例えば今やってもらおうとしたら、具体的なイメージとしてどういうところを想定しているのか。これだと、どこを言っているか分からない。

(事務局)

観光地や、「主要地方道」と書いてあるような主要な道路の周辺などで、林だと思っていると、実は耕作放棄地だったりするところもあり、そういう場所で間伐などをするというようなことはあり得る。

(委員)

山が荒れれば川が荒れ、川が荒れれば里山が荒れ、里山が荒れれば海が荒れる。だから全県民に等しく薄く、負担を求めるとというのが森林環境税の考え方であった。みんなが要求を出してくると際限がなくなるので、県の施策で景観対策上の取組の必要性があるならば、具体的に、これだけお願いしますというように示さないといけない。どこですかと聞いたのは、そういう趣旨である。要求は分かるが、具体的に何だという感じがする。

(事務局)

例えば、実施段階でこの評価委員会に諮るというやり方もある。

(委員)

特に奥能登の国道とか、いわゆる観光ロードといわれるところの森林が非常に荒れている。スギやアテの木に、春先には紫の花が咲くのですかと言われるぐらいフジの蔓が巻いて、ひどい状況になっている。バスから見えるところはきれいにしてほしい。

世界農業遺産のことを考えれば、石川県として手当てをしてほしい。自治体や個人の方も協力しなければ駄目だが、ぜひとも何らかの対策をお願いしたい。

(委員長)

それでは、3番、4番の話はよろしいか。あとはソフト事業のことについて何かご意見をいただきたい。

(委員)

資料に小学校などの学習机等に県産材を利用している県が10県と書いてあるが、石川県では、例えば一つの学校、あるいは小中学校を造るに当たり、どれぐらいの木を利用しているのか。

(事務局)

今のところ、机の天板といったような形で限定して県産材を使っている例は、金沢市が特別な予算を持って、モデル校にその天板を用意して、自分たちで張って、そして卒業するときに持っていくというような取組をしている程度である。県産材を使ったものというのは、パイプ椅子より価格が高くなるので、なかなか利用していただけないというのが現状である。

(委員)

その高くなるというのは分かる。「使わないかん、使わないかん」と言いながら、実際には、外国からの輸入ものが多かったりする。

本当に小さな足元の話だが、金沢で昼飯を食べた時に、箸に石川県のスギの木を使っていますというお店にたまたま入った。一緒に出てきた仲間たちとそれを見て本当に感激した。

私はたまたまこういうところで勉強して、皆さんの貴重な意見をいただいているから興味があるが、一生懸命ここで検討していても、本当にソフトな事業に関しては、まだまだ行き渡っていないというところも感じる。

ソフト事業の目的に、例えば子どもの頃から海と山との結び付きとか、海も荒らしてはいけない、山も荒らしてはいけないのだというようなことを普及しましょうと言いながら、小学校の校長先生に森の話聞いてみたところ、1年間の授業の中に、森を知ろうという具体的な授業の予定は全くないということであった。「では山とか、海とか、川とかというところで何かありますか」と聞いたら、低学年には生活科という授業があり、季節を学ぶのだということであり、何を学ぶのか聞いたら、四季折々を学ぶとのことであった。「高学年は何かありますか」と言ったら、七尾の山中にある山びこ荘というところで、年に2回教室を開くのだが、「秋を見つけよう」というタイトルが1回と、冬の遊びを1回と、それだけである。では、その山びこ荘に行って、ここは山にどういう木があって、どういう動物がいて、手入れにはどういう人力が要って、それには予算があるとか、そういう勉強はさせているのかと言ったら、全くしていないということ。

中学校には、もう50年前の話だが、学校林があり、私も長靴を履いて3年間いた経験がある。今は、一生懸命専門の先生の話聞いたり、雑誌を見たり、ビデオを見たりして勉強したとしても、その子たちが実際に山の粘土のところで滑ったりという体験がないまま、絵で見る勉強ということになると、森林環境税にも興味がないということになってくるのかなと。

私たちは大人になってから真剣に取り組んでいるが、今の幼稚園から、その子たちが大人になっても山を守っていくのだという、そういうことを本当に並行してしないと、また元に戻ってしまうのではないか。本当の出発点は、今ある問題の解決と将来の問題を起こさないように育てていく勉強と、並行しなければ、これは何年度まで続けてもあまり進展がないのではないかと、小学校の校長先生の話聞きながら感じている。

県庁にはばらばらに専門の課があって、いろいろな事業があって、里山とか、そういうのに私もちょっと参加したことがあるが、そこはそこだけでやるのではなくて、話し合っという話が今出たので、ちょっとほっとした。本当に壁を隔てた事業ではなく、そのように一体的に行えれば、私たちがここで検討している意味も出てくるのかなと思う。

(事務局)

森林とか林業という話になると、昔は小学校4年の教科書に林業というのがあった。その中には、木樵さんとか、製材工場さんという木材の一つの流れとして、林業というものを僕らも習ったし、10数年か20年前まではあった。森林とかというと、生物の授業で若干習うが、森林の生態というのは全くない。

それで、われわれもソフト事業で何か子どもたちを対象とした事業が組めないかということで、19年から導入した際に「こども森の恵み推進事業」というものをやっている。これは教育委員会とも連携しながら、学校関係、あるいはNPO、地域の町内会、ボランティアが中心になって、子どもを対象にした森林環境教育といったようなものについて、最大50万円を上限にして補助金を出している。

これは19年に16団体、22年度には20団体ということで、毎年3000~4000人ぐらいの子どもたちが参加しているが、1回やったところが、すごくいい事業だから、子どもは変わっていてもやっているところは同じというように、あまり地域的な広がりが少ないという面がある。

学校林については、今、県下にも20ぐらいあるが、その中でも、今活動しているのはわずかである。そんなことで、確かに森林環境教育というのがないので、森林環境税では、子どもたちも対象にした事業として、今言ったような「こども森の恵み推進事業」というのをやっている。

また、環境部が主体になるが、金沢の夕日寺というところに自然園があり、そこで「もりの保育園」ということで、まだ小学校に上がらない子どもを対象にしたプログラムをやっている。そのようなことで、少しずつは広がっているとは思いますが、今、全県下に広がっているかということ、やはり少し少ないと感じる。

(委員)

先ほどお話しした山びこ荘の勉強が、今度の秋に行われるときには、県の指導員を講師として呼びされることを、お勧めしておいたので、もし何かあれば、すぐ応じていただければ活動の幅が広がっていくと思う。

(事務局)

林業普及というのがあり、小学校への出前講座とか、子ども会でこういう森の活動をするというときには、県の指導員がどんどん行っている。要請があればどんどん出掛けていく。

(委員長)

林業うんぬんではなくて、もう少し広い視野で森の役割や仕組みなど、森のおかげでわれわれは生きているということがたくさんある。そういうことで、どこかで会合をやるというだけでは本当に限定されるので、やはり学校教育に普及活動を入れていかないとけないように思われるので、お願いしたい。

(事務局)

最後に、特に案としては示してないが、税金の仕組みとしては、大体ほかの県ではそのまま踏襲するような形が多いというようなことをここで表現しているのだが、そのことについて、何か意見があったら願います。

(委員)

2県ほどが少しアップしたというほか、大体现状どおりのようであるが。

(委員長)

14県は現状維持である。

(委員)

期限が5年なのか。次も5年そのまま延長なのか。それとも3年とか、10年とか変更があるのか。継続するという趣旨は分かるが、次の延長のことが分からない。

(事務局)

最後のページで、②として「課税期間については、15県が現行の5年間を維持」というような形になっている。長くすることのメリット、デメリット、短くすることのメリット、デメリットがある。

(委員)

前のものは1万haを5年でやるというのがボリュームとしてすぐ分かった。しかし、今は非常に多岐に分かれて、モデル的にもやる。こういうことをやりたいから、それは今議論するということで、私どもも承知して、それは了としているが、いずれ出てくるときのボリュームがあつて、それが森林環境税のまたその年限につながっていく。

やはり、ボリュームがあつて、また条例に書いてある目的に合致する公益的なものという中での範囲ということでない、なかなか年数が理解しにくい。今後出すときには、そういうことが分かる資料をお願いする。

(委員長)

次回には、全体の事業量の試算をお出しいただく。その上で案をこの場にかけていただきたい。それでは議事の2番目だが、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いする。

(2) 今後のスケジュールについて

(事務局より説明)

(委員長)

だいぶ議論も出尽くしたので、今日出た意見、それから原案を含めて、大変大切なところだけちょっとチェックし、おしまいにする。

まず、この森林環境税の9割を使うというハード事業の骨子だが、手入れ不足林と竹林の整備は最優先で進んでいただくということについて、特に異議はなかった。ぜひそういうことでお願いできればというのが第1点。

それから関連して、整備が所有者負担でできるところは、できるだけ所有者負担にしていただいて、どうしても所有者負担を求められないところは、所有者負担でなしにやらざるを得ないという基本方針は変わらないということ。

それと裏腹の関係にあるが、最大限利用間伐にも取り組み、森林環境税のご厄介にならないところをどんどん増やしていく。既存の制度をどんどん使っていく。国全体もそういう方向で進んでいるようである。木材の利用拡大を図っていただきたい。

3 番目は、竹林の整備はもちろん対象になるわけだが、発生源対策も併せて考えたいと県が提案しているので、そういう方向で考えて良いかどうか。

もう一つの点では、野生動物と耕作放棄地の問題についても、実施の必要性はあるが、現状ではやはりモデル的に行う。費用の面もあるので、モデル的、限定的にやっていき様子を見る。1 回目は森林環境税を使うことがあっても、2 回目以降は地元集落等で管理できるところに限定して手を付けていったらどうかという提案があった。

それからソフト事業の規模については、特に話がなかった。大体 1 割ルールで今までやってきて、特に支障はなさそうである。これ以上、強い予算要求もなさそうであり、また逆に予算が余ったという話も聞いてないので、引き続き 1 割程度の範囲内で進めていくということで、委員の皆さんのご異議はないか。

それから税率の問題。今出た他府県の事情も勘案して、現状、一定以上の収入のある人に限り 500 円。県内で 58 万人ほどで、その方から 500 円ずつ頂いて、現状の方針で原案を作り、その範囲内でできる事業を次に提案していくということになろうかと思う。

4 番目は、全体の事業量はどれだけあるのかということ。事業費は全体ではこれだけある、しかし今の予算で、先ほどの 500 円ないし企業から献金を頂く分の原資でどの程度事業ができるかという試算を年限も含めて出していく。一応現在では 5 年ぐらいの県が多いので、長いメリットと短いメリットがあるが、それぐらいで原案を出していただき、次回に具体的な検討を、この委員会でお願います。

次回、原案を作り、もう少しさらに詰めたものをお願いするというので、終わりにする。